



火災から自分の身を守るための必須アイテム

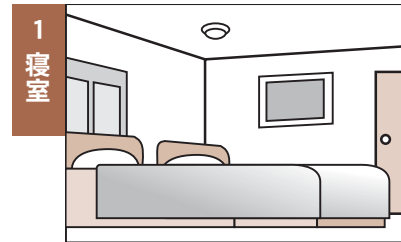
付いていますか？火災警報器



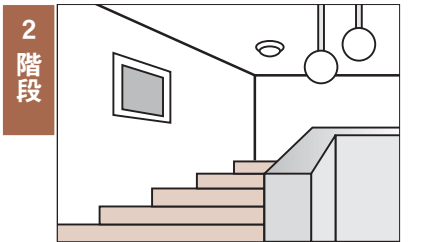
もし火災が発生してしまったときには、できるだけ早くその発生を知ることが非常に重要となります。毎年、全国の火災による死亡者の多くは就寝中などの理由により逃げ遅れたもので、いち早く火災発生に気付いていれば、助かったケースもあったと考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成16年に消防法の一部が改正され、それに伴い市では、新築住宅については平成18年6月1日、既存住宅は20年6月1日から住宅用火災警報器の設置を義務付けています。火災から大切な命を守るために、住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

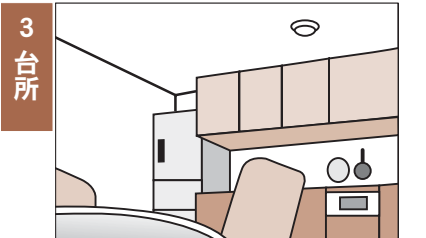
■設置場所 逃げ遅れ防止に効果を発揮します



就寝に使用する部屋の天井、または壁面に設置します（煙式が有効）。



就寝する階の階段の天井、または壁面に設置します（煙式が有効）。



台所の天井、または壁面に設置します（熱式が有効）。

住宅火災は、就寝時間と夕食の準備時間に発生する割合が多いのが特徴です。特に就寝中だと火災の発生に気づきにくく、逃げ遅れてしまう可能性が高くなります。

火災警報器の取り付けは、子ども部屋や高齢者の居室など就寝に使われている部屋のほか、台所や就寝に使用する部屋がある階の階段への取り付けが効果的です。取り付け後は定期的（1カ月に1度が目安です）に、火災警報器が鳴るかどうかをテストしてみましょう。また長期に家を留守にしたときも、火災警報器が正常に動くかテストしましょう。

住宅火災から大切な命を守るために



登米市消防署 星 耕一 署長

万一火災が発生した場合に初期消火を行う際は、炎の大きさや燃え広がり方によっては無理をせず、避難を優先してください。特に高齢者や要介護者は、「火事だ!」と叫んで周りの人に知らせ、助けを求めることが大切です。

火災警報器と消火器を設置していれば、火災にいち早く気づき、初期消火によって被害を最小限に抑えることが可能となります。

火災から大切な命を守るためにも、火災警報器の早期取り付けと消火器の設置をしましょう。

皆さんの活動の現場に市長が訪問してまいります

移動市長室 「どこでも市長室」

副市長に 井林貢氏を再任
9月18日に開かれた第3回登米市議会定例会で、副市長の任期満了に伴い、市長から副市長の人事案件が提出され、井林貢氏が副市長に再任されました。

直接市民皆さんの声を聞き、市政に生かそうという目的で、参加団体が活動している現場へ市長が直接出向いて、活動現場の視察や意見交換などを行う「移動市長室」を実施しています。

◆第1回
今回号では、8月24日および10月7日に行われた、平成21年度第1回・2回の移動市長室の活動内容を紹介します。

【伊豆沼・内沼の自然環境の保全・創造と地域づくり】

市を代表する伊豆沼・内沼の豊かな自然環境の保全や、渡り鳥の保護などについてさまざまな取り組みを行っている「迫町白鳥・ガン愛護会」

「新田あるもの探しの会」の活動を視察し、意見交換するため、8月24日に伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターで、平成21年度第1回移動市長室が開催され、両会から役員9人が参加しました。

初めに、センターから前沼



野鳥の紹介看板について説明を受ける市長

給餌池や野鳥観察館、はす祭り乗船場などを市長が視察し、役員からの沼の水質状況や野鳥観察に関する課題が説明されました。

◆第2回 【地域子育てボランティアとのかかわり】

野鳥愛護の取り組み方や、沼の水質改善に向けての改善策などについて多くの意見が出されました。

市の組織を超えて、さまざまな子育て支援事業にかかわっている地域ボランティアサークルの活動内容の紹介や、課題をテーマに10月7日、登米児童館で第2回移動市長室が行われました。

当日は、市内各地域で活動を行っている子育てボランティアグループ11団体の各代表者23人が参加し、子育て事業を通して日ごろ感じていることなどについて意見交換が行われました。



各代表者がそれぞれの意見を述べました

総務部市長公室
0220(22)2090

大災予防7つのポイント

- 【3つの習慣】
 - ①寝たばこは絶対しない
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離して使用する
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 【4つの対策】
 - ①逃げ遅れを防止するため、**住宅用火災警報器**を設置する
 - ②寝具やカーテンなどは、**防炎品**を使用する
 - ③初期消火のために、**住宅用消火器**などを常備する
 - ④高齢者や体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる



秋の全国火災予防運動

11/9 ~ 11/15
秋の全国火災予防運動
空気が乾燥し、火災が発生しやすくなるこの季節に合わせて、火災の予防を目的とした「秋の全国火災予防運動」が11月9日から15日まで実施されます。かけがえのない生命、財産を火災から守るために家族、近所で力を合わせて火災を無くしましょう。